

令和7年度（繰越明許費）山形県アクセシブルツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、県内観光地のアクセシブルツーリズムの推進を図るため、県内観光事業者等がアクセシブルツーリズムに対応するための施設・設備整備等の取組を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

（対象事業者）

第2条 補助金の交付を受けることができる県内観光事業者等（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 山形県内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っているもの、別表1の補助対象施設分類表に該当する観光立寄施設の営業を行っているもの又は地域の観光振興や観光地域づくりを目的に設立された団体（以下「観光協会等」という。）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する施設（これに類するものを含む。）に該当しないもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する施設でないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象事業者としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（交付の対象及び補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業者が補助金の交付決定を受けてから令和9年1月31日までの間に実施する別表2に掲げる事業に要する経費で、この補助金の交付を申請する内容と同一の事業に対し、他の補

助金等の交付を受けてはならない。

- 2 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に2分の1を乗じて得た額又は500,000円のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（別記様式第1号）の提出期限は、令和8年6月30日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 申請要件等確認書（別記様式第3号）
- (3) 口座振替申出書（別記様式第4号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 対象事業者は、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、対象事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書きにより交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、事業費の20%を超える減又は補助金の額の増を伴う変更以外の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）に第4条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、補助金の支払い後も事業を継続する者であることとする。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（別記様式第8号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年1月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書添付書類確認票（別記様式第9号）
- (2) 誓約書（別記様式第10号）
- (3) 収支決算書（別記様式第11号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした対象事業者は、補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした対象事業者は、補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第12号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(善管注意義務等)

第9条 補助事業により取得した財産は、善良なる管理者の注意をもって管理し、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第22条第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格が1件50万円以上の機器及び器具とし、同条ただし書きの規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

2 対象事業者は、規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第13号）に理由書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(帳簿の備付等)

第11条 対象事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度か

ら5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月9日から施行する。

別表1 補助対象施設分類表

大分類	中分類	小分類	備考	
観光 地点	歴史・文化	史跡	古墳、貝塚、城跡、古戦場等	
		神社・仏閣	観光利用の対象として扱っているもの。	
		庭園	一般の方が入場可能な庭園	
		博物館	博物館法の定めのないものも含む。	
		美術館	ギャラリー、絵画館を含む。	
		記念・資料館		
		動・植物園	サファリパーク、鳥類園を含む。	
		水族館		
		産業観光	歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うもの。 例：ワイナリー、ビール園、酒造見学等	
	歴史的建造物	歴史的建造物、デザインの優れた建造物（橋や駅、ビル、タワー、ダム等）。歴史的文化的価値のある建造物そのものが観光利用の対象となっているもの。		
	その他歴史			
	温泉・健康	温泉地	温泉法に基づくもの。日帰り温泉など。	
	スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーション施設		ゴルフ場、テニス場、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設等。自然歩道、自然研究路を含む。 日常利用の多寡に注意する。（例：ゴルフ練習場は含まない。レジャー的要素がなく日常利用が大半を占める運動用プール等は含まない。河川敷のサイクリングコース等で日常利用者が大半を占めるものは含まない。） スポーツ観戦（野球、サッカー、メジャーゴルフトーナメント大会等）は含まない。
			スキー場	
			キャンプ場	
マリーナ・ヨットハーバー				

観光 地点		公園	イベントの開催やピクニック等の目的となる公園を対象とし、施設のない公園や総合運動公園で日常利用者が大半を占めるものは含まない。
		レジャーランド・遊園地	<p>【日本標準産業分類における定義】 各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。</p> <p>【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】 樹木、池等自然の環境を有し、かつ、有料の各種遊戯施設を配置し、客に娯楽を提供する業務を営む事業所(客が直接に硬貨・メダル・カード等を投入するものを除き、3種類以上の遊戯施設を有するもの)をいう。</p>
		テーマパーク	<p>【日本標準産業分類における定義】 文化、歴史、科学等に関する特定のテーマに基づき施設全体の環境づくりを行い、各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。</p> <p>【特定サービス産業実態調査（経済産業省）における定義】 入場料をとり、特定のテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連するアトラクションを有し、パレードやイベント等のソフトを組み込んで、空間全体を演出して娯楽を提供する事業所をいう。</p>
		その他スポーツ・レクリエーション	
	都市型観光 —買物・食等—	地区・商店街	朝市・市場等で日常利用が大半を占めるものは含めない。
		その他都市型観光 —買物・食等—	農水産品等の直売所、物産館等はここに含める。
	その他	他に分類されない観光地点	道の駅、パーキングエリア、観光果樹園等はここに含める。ただし単なる休憩機能のみの施設は除く。

別表 2 (補助対象経費)

区分	補助対象経費
アクセシブルツーリズム (ユニバーサルツーリズム) の推進に向けた取組に要する経費	○貸出用車椅子、折り畳み式スロープ、電動ベッド、浴槽用手すり、おむつ交換台等の購入等に要する経費 ○その他知事が必要と認めるアクセシブルツーリズムの推進に向けた取組に要する経費

